

佐賀県教育委員会告示第三号

佐賀県教育委員会が管理する歴史的公文書の閲覧等に関する規程（平成二年佐賀県教育委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第一条中「総務課長」を「教育支援課長」に改める。

第三条中「佐賀県教育庁総務課内」を「教育支援課内」に改める。

第四条第二項、第五条、第七条、第九条第一項及び第十条中「総務課長」を「教育支援課長」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。